

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

|                    |                  |                            |                 |      |
|--------------------|------------------|----------------------------|-----------------|------|
| 招集日時               | 令和2年6月11日（木）午前9時 |                            |                 |      |
| 招集場所               | 蟹江町役場 議事堂        |                            |                 |      |
| 出席委員               | 委員長              | 吉田正昭                       | 副委員長            | 板倉浩幸 |
|                    | 委員               | 山岸美登利                      | 委員              | 飯田雅広 |
|                    | 委員               | 水野智見                       | 委員              | 戸谷裕治 |
|                    | 委員               | 安藤洋一                       |                 |      |
| 欠席委員               | なし               |                            |                 |      |
| 会議事件<br>説明のため出席した者 | 町長               | 横江淳一                       | 副町長             | 河瀬広幸 |
|                    | 総務部長             | 浅野幸司                       | 総務部長兼<br>税務課長   | 鈴木孝治 |
|                    | 民生部長             | 寺西孝                        | 民生部長兼<br>健康推進課長 | 佐藤正浩 |
|                    | 保険医療課長           | 不破生美                       | 介護支援課長          | 後藤雅幸 |
|                    | 住民課長             | 飯田和泉                       |                 |      |
| 職務のため出席した者         | 議長               | 安藤洋一                       | 議事務局長           | 小島昌己 |
|                    | 書記               | 萩野み代                       | 主任              | 大竹孝平 |
| 付託事件               | 議案第30号           | 蟹江町税条例等の一部改正について           |                 |      |
|                    | 議案第31号           | 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について      |                 |      |
|                    | 議案第32号           | 蟹江町手数料条例の一部改正について          |                 |      |
|                    | 議案第33号           | 蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について     |                 |      |
|                    | 議案第34号           | 蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について |                 |      |
|                    | 議案第35号           | 蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  |                 |      |
|                    | 議案第36号           | 蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について     |                 |      |
|                    | 議案第37号           | 蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について   |                 |      |
|                    | 議案第38号           | 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について       |                 |      |
|                    | 議案第39号           | 蟹江町介護保険条例の一部改正について         |                 |      |

○委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までご参集いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスが少し落ち着いてきているかと思いますが、皆様には感染対策にご協力をいただいております。発言される際にはマスクを外していただいても結構ですが、せきやくしゃみの際のエチケットにはご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は10件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからしていただくよう、よろしくお願いいたします。

審査に入る前にお諮りいたします。付託案件の審査順序についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策を考慮いたしまして、審査に必要な職員を必要に応じて入れ替えさせていただきます。

配付した次第に記載されておりますように、最初に総務部に関する案件、議案第30号の審査を行い、次に民生部に関する案件、議案第32号、議案第39号、議案第31号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号及び議案第38号の審査を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は配付した次第により行います。

議案第30号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回の条例改正、件数が多いんですけども、ちょっと見るのにも大変なんですけれども、まず最初に62ページの要点が一番分かりやすいかなと思うんですが、今回、町民税の非課税の範囲とか所得控除の額の改正があります。

その中で、表にもある所得控除の額が今まで26万円から若干30万円もあったんですけども、今回の改正で30万円に、特に男性の親が対象、30万円になるということで、そこで以前は、これの表でもよく分かるんですけども、500万円を超える方も女性に関して対象が26万円あったんですが、その点についてなくしちゃったということで理解すればいいと思うんですけども、あと未婚のひとり親家庭が、これ本当にいい控除だと思うんですけども、その点について若干もう少し説明をお願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のありました今回の改正内容ですね、まず「ひとり親控除」というのが今回新たに増えるといいますか、そういう制度ができます。

これはそもそも、もともとは上の表にあった「寡婦控除」、女性の寡婦と男性の寡夫、その控除の中のお子さんを扶養しているところに関しては「ひとり親控除」という名前に変わります。

今、ご指摘がありましたように法改正に合わせてやっておりますので、500万円を超えた所得の方は、もともと女性の方は26万円控除があったわけですけども、この500万円超えというところをご指摘あったようになくなります。これは男女平等とか公平とかそういった観点から、女性の方も男性の方も同じ控除額で30万円というふうで規定されたというふうになっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

平等で500万円を超える方がなくしたよということで、それで平等で済ませちゃっていいかなという問題点もあるんですけども、確かに500万円以下で男女の平等で女性の雇用の促進とかそういうことで、これは本当にいいことだと思います。ちょっと確認したかった。

それと今回、65ページの固定資産税の減額措置、特例措置で全額国費で面倒見るよというやつなんですけれども、これって具体的に対象の範囲が現行制度と改正後で「事業用家屋と構築物を追加」とあって、米印で「300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの」とあります。

これ実際にそもそものやつの生産性革命の実現に向けたということになっていて、最先端設備ってどういうものがあるんですか。僕も事業やっていて製造業なんですけれども、ちょっとどうなのかな。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のありました先端設備等というのがどういうものかというものなんですけれども、まずこちらのものが、たしか平成30年のときの条例改正でこの生産性革命のこの規定ができております。これが令和2年度までで終わる時限的な内容だったんですけれども、そのときの先端設備等というのが労働生産性が年平均3%以上向上するものということと、あと取得価格の要件がいろいろございまして、例えば例で申し上げますと機械及び装置ですと1台160万円以上、工具ですと1台30万円以上とかそのような、ほかにもあるんですが、そういう金額の縛りというか、そういったものもございまして。

今、議員からもご指摘がありました。今回追加されるのは事業用家屋と構築物も新たに追加されるということで、さらにまた2年延長されて償却資産減額、全額減額という措置がまた延長されるということです。

今回はコロナの関係で設置されたものですので全額国費で、特別交付金というのが創設されまして、そちらのほうで補てんされるということになっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

コロナの関係で、今まで補てん本当になかったやつが全額国費で補助してくれるんですね。

そこで、対象の範囲を増やしたということで、事業用家屋について、3%の生産性を上げる機械を導入してよく分かるんですけれども、事業用家屋というのは別に構築物とかその辺は全く関係ないと理解すればいいのか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

こちらの資料にも書いてございますが、事業用家屋というのも今回300万円以上の先端設備等とともに導入されたという縛りがございまして、そういったものは今までは償却資産だけだったんですが、家屋についてもこのような全額減額という措置がされるということです。3年間だけですけれども。

○委員 板倉浩幸君

これちなみに、後のやつもそうなんですけれども、今回の新型コロナウイルスに係る、後もある徴収の猶予から寄附金控除、住宅の借入れもあるんだけれども、これとりあえずみんな全てその辺の計画を出して申請していく形、どんな順序でやっていくんですか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、コロナ関連の全般的な話なんですけれども、最初にご質問のあった生産性革命のほうは終わりましたので、例えばその次の軽自動車税の環境性能割、これはまた6カ月延長されたという話になってまいります。

その次の徴収猶予、こちらのほうも、もともと徴収猶予という制度はあるんですけれども、新型コロナの関係でかなり今までの条件が緩和されて申請しやすくなったということで、今

でももう利用されている方はお見えになります。

今回の徴収猶予ですと一番大きいのは無担保かつ延滞金はその期間は免除されるという、そこが一番大きな内容になってくると思います。

今回条例改正で規定しているのは、これはほとんど全て地方税法の中で規定されておりますが、申請書の訂正をお願いする場合がありますけれども、その期間を20日間という規定があるんですが、今回の条例改正の中ではそれを準用するというだけの内容になっております。今回の徴収猶予のメインの内容は全て地方税法の中に規定されておりますので、そちらのほうでほぼ作業ができるようになっております。

その次の附則第24条の寄附金控除の話なんですけど、こちらのほうですとイベントを中止した事業者に対する払戻し請求権を放棄した方に対して寄附金控除を適用するという特例が新たにできたということです。

最後の住宅借入金等特別控除なんですけど、今回の新型コロナウイルスの影響で住宅建設が途中で止まってしまったり長引いてしまったりということで、それによって入居の時期も、これももともと入居の時期が令和2年12月末までという規定があるんですが、コロナの影響でそれを越えてしまう方も見えるということで、それが1年間、令和3年12月末までの入居まで緩和されたという内容になっております。

○委員 板倉浩幸君

それが聞きたいんじゃないなくて、じゃ申請をどんなふうにしていくのかということを知りたい。住民の方からこの控除を受けるのに。

徴収の猶予に関しては別に前年の売上げが減少して、後からも出てくる国保もそうなんですけれども、そういうこともあると思うんですけども、ほかのやつは全部やはり申請ですよ。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

そうしますと申請の方法とか、ちょっと概略だけになりますけれども、例えば生産性革命でしたら今までと同じように蟹江町ですとふるさと振興課のほうの証明書みたいなものを一緒につけて申告をしてもらおうということに、税務課のほうに申告をもらおうというふうになっております。

環境性能割のほうは、自動車を購入されたときに登録のときに払うものです。以前の自動車取得税が形を変えたようなイメージですので、それも購入されたときに自動車屋さんがやってくれるのかなと思います。

徴収猶予については、町のホームページとかでも載せておりますので、申請書も載せておりますので、そちらのほうで直接税務課のほうに提出していただければ大丈夫です。

あとこちらの寄附金控除のほうがちょっと一瞬悩むところなんですけど、まずこちらのどういったものが、どういったイベントがこの控除の対象になるかというのが文化庁のホームペ

一ジとかにどんどん記載されておりますので、まずそちらのほうで確認していただくということになります。

あとは、そちらのイベントの事業者のほうから証明書とかが届きますので、そちらのほうをつけて確定申告のときに申告してもらおうという流れになってまいります。

あと住宅ローン……

○委員 板倉浩幸君

基本的に期限が延びたから、その期限の前の今までのやつどおり申請すればいいんだよね。そういうことだよ。期限が特に固定資産税について2年延長ということで、今まであったやつをまた申請する形と理解すれば、新たに取得された場合に同じように申請すればいいということだね。分かりました。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

他にありませんか。

(なしの声あり)

他にないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号「蟹江町税条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、総務部長、総務部次長の退席を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩します。

(午前9時19分)

○委員長 吉田正昭君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時20分)

○委員長 吉田正昭君

議案第32号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

この改正につきましては、令和元年5月に公布をされましたデジタル手続法によりまして、

マイナンバー通知カードの廃止の日が令和2年5月25日と定められたところでございます。これに従いまして、当条例中にあります通知カードの再交付手数料の500円に関する部分を削除させていただくものでございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

○委員 戸谷裕治君

少しお尋ねいたしますけれども、最近、マイナンバーのことで政府のほうがまた何かややこしいことを言い出しているもので、これは別の件になりますけれども、もうああいうのはまたいつごろおりてくるんだろうね、1口座にひもつきというようなことで、またそういうことになってくるとまた条例改正とか出てくるの。あれは条例改正じゃなしに、何か別の方法の推進方法みたいなのでやっていくつもりなのかな。どうなんでしょう。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま今回の10万円の一律給付に関しまして、オンライン申請で大変国民の皆様がご混乱受けたというふうに報道されているところでございます。

私どもについても、あくまでも個人番号カードでございますので、今回の申請について、世帯についての申請をされた場合に世帯とかみ合わない、住民基本台帳とかみ合わないというそごが出てきまして、大変私どもでも混乱をしたところでございます。

加えまして、個人のカードに今回国のほうはこの給付と同様のことが将来的に起こるといけないので口座番号をひもづきたいという考えを持っておるようではございますけれども、推測ですけれども、その先にはやはりどうしても口座と、開いている口座とどうしても国はひもづけたくてしょうがないのかなというふうに考えますが、このようなことがあれば、個人番号の関係でなくて個人情報保護のほう含めていろんなところに当条例、蟹江町の備えております条例にもいろいろ影響がしてくるのではないかなと、そのように思っております。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。

いろいろちょっと難しい状況になってくると思いますけれども、給付金のそういう速やかな手続きというのはやっぱり一部の部分では必要かなと思う部分も出てきましたね。

ただ、変な話だけれども、政治が信用されるかどうかの話だよ、これ。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今、戸谷議員からもマイナンバーカードについて、今回ちょっと、今後のということで戸谷議員も聞いたと思うんですけれども、手数料の条例改正で期限を切って今まで通知カード

をなくしちゃって再交付で手数料500円払えば再交付、通知カードを再交付してくれるということだったんですけれども、今後というのは住民票にも個人番号載せてほしいと記載すれば出ると思うんですけども、今後はこの通知カードじゃなくてマイナンバーを交付してくださいよということになってくるんですか。

○住民課長 飯田和泉君

ただいまご質問いただきました今後についてですけれども、今後、まずは出生の方や国内に帰国された方については個人番号通知書というものが発行されます。こちらはA4判で再発行のない1枚限りのものですが、それ以外に、今後マイナンバーを確認するためということでは、マイナンバーカードを取得していただくか、またはマイナンバーが記載された住民票の写しを取得されるか、もしくは住民票記載事項証明書を取得することによってマイナンバーを確認していただくことになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そうすると今まで海外にいてマイナンバーを受け取っていないかった、通知カード、通知自体を受け取っていないよという人には送るとのことなの、今の答弁だと。

いいです。確認です。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号「蟹江町手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

議案第39号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

この改正につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴いまして用語等の整備を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今回のこの条例改正、一部改正なんですけれども、租税特別措置法の改正ということで伴い必要とあるんですが、何が変わっているのかよく分からないんです、基本的なことが。ちょっとその辺、もうちょっと分かりやすくと言っていいのか、説明をお願いしたいと思います。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、今回ご質問にありました延滞金の内容について、ちょっと簡単に概要を説明させていただきたいと思いますが、もともと介護保険料または国税、地方税ともに延滞金というものがございます。延滞金の割合というのが、大本が租税特別法に定める利子の割合を準用しているものがほとんどでございます。

今回、租税特別措置法の一部改正で、一部率が変わった部分もございます。率が変わった部分というのが徴収猶予の部分ですとか法人の率に関しては一部率が下がった部分がございますが、それ以外の部分というのは文言の整理に伴い表現が変わっただけでございます。

もともとその率というのが、各年の前々年の10月から前年の9月までの間の短期貸付の割合を12で割り返したものを財務大臣が1%の割合を加算したものというのが1つの基準となっております、その割合を各国税、地方税等が運用しておるものでございますが、その率そのものは介護保険のほうでは変わっておりません。今回はそういった改正を基にして文言の整理を行うものとなっております。

従来が「特例基準割合」という表現だったものが今回「延滞金特例基準割合」というふうに改正をさせていただいたものでございます。

今回の内容は簡単に説明させていただきますとそういった内容となっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

基本的に文言の整理で、文言が変わるだけということですよ。

延滞金の割合について、その新旧対照表にもあって14.6%と7.3%という、この割合については変わるわけじゃないんですよ。ちょっとお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

こちらで表現がございまして14.6%、7.3%というのが標準の率となっております。

今、市中の率が低いために、これにちょっと別の割合を適用しておりますけれども、今回の租税特別措置法の改正がこの率そのものに影響を与えることはございません。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、介護支援課長、住民課長の退席を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩します。

(午前9時31分)

○委員長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時32分)

○委員長 吉田正昭君

議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

この改正につきましては、地方税法の改正に基づき国民健康保険税の賦課限度額及び軽減基準を改めることによりまして、税負担公平性の確保及び低所得者層の税負担の軽減等を図るものでございます。

なお、本日は議案第31号補足説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

若干ちょっと補足説明について説明してほしいのと、今回、今、部長のほうからあった税の公平とか応能負担だとか分かるんですけども、今回基礎課税額2万円と介護納付金の1万円で計3万円引き上げ、課税限度額についてですけども、ということで3万円で、改正後99万円にもなるんですね。

そういうことでいくと、そもそもの課税限度額というのが協会けんぽでも頭であるんですけれども、その辺について今後の見通しは分かりませんということになるんだと思うんですけれども、そもそものこの基礎課税額だけでいくと2万円、この2万円という根拠というのか、それが毎年毎年法改正で条例の改正があつて、じゃ一挙に上げろよということもいけないと思うんだけれども、そもそもの国がこんな金額でということがあるかもしれませんけれども、その点についてお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

おはようございます。保険医療課です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず補足資料についてご説明させていただきます。

今回、まず課税限度額の改正と、それから大きく分けまして軽減判定所得の改正についてという2点のほうを補足資料のほうでご説明させていただきたいと思います。

まず、そのうち課税限度額の改正についてでございますけれども、先ほど板倉議員のほうからもお話ございましたように、今回3つある課税額の中で基礎課税額が61万円から63万円の2万円増額、それから介護納付金課税額が現行の16万円から17万円への1万円の増額、合計いたしますと、3つ合計いたしますと現行の96万円から99万円への3万円の増額となります。

その下でございますけれども、その限度額に到達する所得の目安が記載してございます。基礎課税額につきましては、収入でいきますと現行改正前は約1,254万円でございますのが改正後には1,288万円、そして後期高齢者支援金等課税額は変更ございませんけれども、収入目安でいきますと1,170万円、介護納付金課税額につきましては改正前が1,162万円であったものが改正後には1,220万円の所得が目安となっております。

続きまして、(3)番といたしまして、改正による影響を受けるであろうと見込まれる世帯の推計になってございます。こちらは課税限度額を超過する世帯の数でございます。改正前が74世帯、改正後には69世帯と、マイナス5世帯の方が影響を受けると見込まれております。その超過額につきましては、改正前が6,895万円、改正後につきましては6,722万6,000円、差引きいたしまして172万4,000円が超過額としてマイナスになるということですので、町の国保特会の会計側から見ますと172万4,000円ほど歳入増となる見込みでございます。

続きまして、2ページでございますけれども、こちらは軽減判定所得の改正についてでございます。

こちらの(1)番は改正内容でございます。法定軽減と言われるものが3種類ございます。7割軽減、5割軽減、2割軽減、3種類あるんですけれども、今回そのうち5割軽減と2割軽減についてが改正となります。

改正内容につきましては、そちらの表に記載してございますけれども、5割軽減が今まで被保険者数に28万円掛けておったものが改正後には被保険者数に28万5,000円を掛けるとい

う形になってございます。

2割軽減につきましては、改正前が被保険者数に51万円掛けたもの、改正後につきましては被保険者数に52万円掛けたものとなっております。

(2)番といたしまして、軽減判定所得の目安が記載してございます。そちらは入ってみえる被保険者数で変わってまいりますので、一番下の例えば5割軽減の4人被保険者数として入ってみえる世帯になりますと改正前の大体収入の目安が233万円、改正後には236万円ということで、3万円上乘せされることによって対象となる世帯が増えるのではないかということが見込まれます。

また、2割軽減につきましても、世帯によって変わってまいりますけれども、一番下の4人被保険者数として入ってみえる世帯になりますと、給与収入が363万円までであったところが給与収入ということで369万円までの世帯が対象になりますよという形になってまいります。

続きまして、(3)番といたしまして、改正による影響を受ける世帯数及び影響額の推計でございますけれども、こちらも5割軽減の世帯につきましては大体12世帯影響を受けるであろう、それから影響額につきましては差引きいたしまして51万円、2割軽減につきましては、影響を受ける世帯については9世帯、影響額については18万4,000円でございます。合計いたしまして21世帯の69万4,000円が影響を受けるであろうということです。

こちらも影響額なんですけれども、国保特会側から見ますとこちらは69万4,000円の歳入減となる見込みであるということになります。

以上が補足資料に基づいてのご説明になります。

続きまして、ご質問のありました課税限度額の件なんですけれども、こちらのほうにつきましては、やはり国のほうの税制改正の大綱で国保税については今回限度額を引き上げますよという形でやってまいりましたので、それに倣って町のほうも上げさせていただくという形になります。

言われますように毎年毎年、今のところ結構最近毎年、今年度は96万円で、もう1年前ですと93万円が限度額だったんですけれども、毎年のように3万円ずつ上がってきて、もう今99万円、今度なっちゃうよという形になると、じゃそのうちどこまで上がっていくんだということになるんですけれども、すみません、ちょっとこれについては国のほうに町のほうも従うよという形でやらせていただく予定であります、今のところ。ですので、現行としては国の動向を見ながら、国が上がるよということであれば一緒に上げていくという形になると思いますので、今のところとしては以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

補足説明ありがとうございます。

結構分かりやすく、収入がこれだけだとこれだけで限度額に達しますよと。これ見た感じ

だと給与所得の場合だと基礎課税額でも1,288万ちょっと、1,068万って、そこそこの所得で頭ですよというの分かるんですけども、そこでちょっと問題になってくるのが国保の構造上の問題もあると思うんですよ。扶養が増えればどんどん均等割が増えていくということで、結構ここまで所得がない方も限度額いっぱいになる方もいるし、そういうこと見かねるとどうなのかなと思うことをちょっと言っておきたいと思います。

あともう1点、最後に確認したいのは、税制改革で国のほうから限度額を引き上げてもいいですよということの改正なんですけれども、そもそもの国に、ちょっと部長もさっき言ったみたいに、国はどのようにして国保に関してこの課税限度額を上げなさいよと言ってきているんですか。

○保険医療課長 不破生美君

どうしてというところなんですけれども、やはり国の経済状況の動向を見ながら国のほうが考えてみえると思います。ですので限度額も上げます。だけれども、やっぱり低所得の方にも配慮した形でやっていかなきゃいけないということで、セットで軽減判定所得のほうも一緒に拡大をするということで、やっぱり経済によってそれぞれ上げたり下げたりという形になってきますので、国のほうはそこら辺を考えてのことです。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

多分高所得の方からはもっと取りなさいよということの負担の平等とか、よく国でも言っているので、公平性を保つために限度額をもっと上げなさいよということも分かるんですけども、僕、今まで結構よく応能負担の原則に立って、消費税でもそういう話よくするんですけども、それから見ると、この限度額に達する所得というのは応能負担の原則に立っていいと今まで僕も判断してきたんですよ。でも、これだけ上がってくると実際どうなのかということ、ちょっと今疑問符を持っていて、このままどんどん毎年のように上がっていくと、本当に今、93、96、99、次、予想で102、もう3桁に行っちゃうんですよ。それでいいのかと。

根本的な問題で、もう国保自体の財政的な問題、地方にしわ寄せが来ているという問題点もやっぱりあって、いつも提案している、町長もよく分かっている1兆円の話もやはり入れなければ、もう本当に苦しくなっちゃうと思います。

ちょっとそのことだけ発言して、回答どうのこうの、あったらお願いしたいんですけども、よろしく願いいたします。要望も兼ねて言っておきます。

○保険医療課長 不破生美君

今後のことは今後考えていくという形があれなんですけれども、やはり国保運営協議会のときにもお話をちょっとさせていただいた関係はあるんですけども、今、愛知県のほうで保険税のほうが統一して足並みそろえて財政運営をやっていくよという形を取っている中で、

やはり限度額のほうも一緒に合わせて皆さんの各市町村の力合わせて保険税のほうを頂くような形になっております。やはり保険税の限度額が合っていないところも若干ありますけれども、やっぱりそこは一緒にやっているんだから一緒に合わせていこうよという形を取っておりますので、やはり県と足並みそろえてやっていくという中でのものもありますので、単独で引き下げますとか据え置きますという形にはこれからもなってこないかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

今回、議案第31号の蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

今回の改正は、先ほどからの答弁あったように地方税法の施行令の改正に伴うものとの説明がありました。改正ポイントの1つとしては、今言っていた均等割、平等割の軽減の対象範囲を拡大して対象世帯の軽減所得の基準額を引き上げることです。

これについては、まだまだ少ないんじゃないかという面もあるけれども、一歩前進したと私も判断しております。

ただ、ちょっと言っておかなければならないのは、7割軽減については全く軽減の拡充が、毎年輕減の措置がないということが1つ言っておきたいんです。

もう一つの改正のポイントは、課税の今言った基礎課税額を61万円から63万円、介護の納付金で16万円から17万円に引き上げることです。

じゃ、どうして、だからといって蟹江町、当町においても、この中間層の所得の方でも本当に所得に余裕があるのか、暮らしに余裕があるのかというわけではないと思います。

国民健康保険税において負担の公平性、国も言っている、公平性とか言っています。地方税法の施行令の改正として何度も繰り返してきております。国の言いなりになって国保、県単位化も進んでおりますけれども、それよりもっと町独自の軽減措置も拡充しつつ、先ほど言いました全国知事会も言っている、要望した法改正と財政支援をもっともっと国に強く要望しながら、一般会計からの繰入れも減らすことなく、高過ぎる国民健康保険税を引き下げよう強く求めて討論を終わりにします。

○委員長 吉田正昭君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○委員 水野智見君

5番 新風 水野です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

今回提案されています蟹江町国民健康保険税条例の一部改正については、法令改正を受け、国民健康保険税基礎課税額、介護納付金課税額の課税限度額を改正するものです。

また、今回は後期高齢者支援金課税額においては据え置かれています。

国民健康保険課税の負担軽減策として、5割軽減と2割軽減の軽減判定基準を拡大し、低所得者の負担軽減に配慮した内容でもあります。

法令改正には的確に対応され、国民健康保険税の負担軽減を実施する内容であり、妥当と考えますので、本案には賛成いたします。

○委員長 吉田正昭君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

この改正につきましては、健康保険法並びに愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の改正に合わせまして改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回の条例の改正なんですけれども、先ほど介護のほうでもあったように文言の改正と判断してもいいのか。後から出てくるほかの議案もそうなんですけれども、ほかの母子家庭医療支給条例も障害者、精神障害もそうなんですけれども、文言の整理だけで判断すればいいのか、ちょっとその辺お願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

今回何本か同じような条例のほう上程させていただいているんですけれども、全てこちら

のほう、文言の整理です。

若干子ども医療費については、前段部分で例えば「該当する者の次に保護者を加え」だとかあるんですけども、今までと内容自体は変わりません。言い方をちょっと変えているだけであって、内容が変わるものではなく、あとは語句の整理という形になります。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

○委員 戸谷裕治君

お聞きしたいのは、母子・父子家庭で例えば療養費の支給条例のことですけれども、医療費の。僕ちょっと勘違いしているといかんけれども、この中でもいろいろ年収の高い人もいるんじゃないのかなと思って、お父さん、お母さんの。そういう人たちも同じように母子・父子家庭で医療費給付とか……

○委員長 吉田正昭君

子ども医療費に関すること……。

ごめんなさい、続けてください。

○委員 戸谷裕治君

ちょっと勘違いしているかもしれませんが、子ども医療費ですけれども、年収の高い方でも別に母子であったり父子であったら適用されていくということだわね。

○保険医療課長 不破生美君

こちらの子ども医療に関しましては所得制限等はございませんので、年齢要件だけです。お子さんの年齢要件だけですので、それに該当する方であって、そこに書いてある（１）番から（４）番で書いてあるんですけども、ほかの医療で賄える方については子ども医療の対象にはしませんけれども、あとはもう所得要件等はございませんので、公平に受けていただけます。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

○委員 板倉浩幸君

今答弁あった子どもの医療費の支給条例なんですけれども、この１から４、今言った１から４に生活保護を受けている者は対象にしませんよ、生活保護で出してくれるからいいって、あと障害者医療条例をできる者とかあって、この４つの項目に当てはまる者について療養を要する医療費を出すということなのか。ちょっとその辺が今聞いていてよく分からなかったもので、ちょっとお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

こちらは3条関係ですけれども、3条のところでは新旧対照表のほうを見ていただくと分かりやすいかと思うんですけれども、次の1から4に該当する保護者については受給資格者としていないという形になってまいりますので、1番から4番に該当する場合は子ども医療では対象には今回なってきませんよ、だけれども、例えば生活保護で医療は受けていただきます、それから障害者医療のほうで受けていただきますという形になってまいりますので、1番から4番は除外しますよという形になってまいります。

○委員 板倉浩幸君

確認のために聞いて、1から4、町の独自でやっている子どもの医療費の無料化でやっているんですけれども、この1から4に関してはこちらのほうの事業のほうでやっているから、蟹江町の子ども医療費の支給じゃないですよということで了解すればいいんですね。

○保険医療課長 不破生美君

そうです。

ただ、それぞれも県の補助が受けられる分について、例えば子ども医療については通院については未就学児までという決まりがあるので、それ以上の例えば小学校に入学した場合、そうすると県の補助が受けられない、そうすると全額町負担という形になってまいりますので、そうなった場合に、じゃほかの医療で県の負担が受けられるものであれば、例えば2番の障害者医療だとか母子だとかという形になってくると、じゃ県の負担があるのでそちらにちょっと切り替えますねという形にはなってくるので、そういう形での除外という形になってきます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

○委員 安藤洋一君

今の新旧対照表の中の3条の該当する者の保護者は受給資格としていないということがあるんですけれども、(1)の生活保護法による保護を受けている者の保護者ということは、子どもで生活保護を受けているということはあるんですか。

○保険医療課長 不破生美君

生活保護を受ける場合については当然大体世帯で収入判定だとか、いろいろ世帯で見ますので、お子さんだけが外れるということはないですね。お子さんは収入ないですので、もともと働いていないですので、そうすると親御さんがなれば必然的にお子さんも生活保護の世帯になってみえますので、そうすると医療費は生活保護のほうで出していただくという形になってくるので、ここの(1)番のところの保護者なので、子どもさんも保護を受けるよという形になります。

○委員 安藤洋一君

言葉のことなんですけれども、ちょっと分かりにくいなと思ったんですけれども、以上で

す。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

他にありませんか。

(なしの声あり)

それでは質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

議案第34号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明ございませんので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

議案第35号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

この改正につきましては、愛知県後期高齢者広域連合が支給をいたします新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金の申請受付事務を当町において行う事務として定めるものでございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今回新型コロナウイルスの傷病手当金支給ということで、後からの国保についても出てくると思うんですけども、国保と同じように後期高齢者医療にも傷病手当を出しますよということで、それで広域連合だから県が管理してやっていく、財政も県が出してくれるんですよ。その確認と、事務だけをこちらで請け負って、あとは申請だけ受けて向こうへ、後期高齢のほうに回すという形で捉えればよろしいでしょうか。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問のありました2点についてですけれども、まず財政の関係につきましても、減免した分につきましては広域のほうでみますというか、広域のほう为国からの補助金で賄いますので、当町としては関係がない、財政負担があるわけではないです。

それから申請書につきましても当町で、やっぱり住民の方に近い各市町村で申請は受付をして、それを広域連合のほうへうちのほうが出すという形で、判定につきましてもそちらの広域連合のほうで判定をして、また被保険者の方へバックするという形になっております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

基本的に国が財政負担してくれるから広域でも別にお金かかるわけじゃないということなんですけれども、あと前にも若干聞いたんですけれども、国保も同じようなことで後期高齢で聞いておきますけれども、そうなってくると、受付しますよ、じゃ、今回の新型コロナウイルス、蟹江町でも3名の感染者出ていますよね。年齢的に多分いくと後期高齢じゃないと思うんですけれども、受付事務を蟹江町で行いますよとなってくると、その感染者自体、今どこの誰だか蟹江町の3人でも分かりませんよね。それがどの方だというのが蟹江町でも把握ができるということがいいんですかね。その辺の個人情報的な問題はどうか捉えていいのか、ちょっとありまして、お願いしたいです。分かりましたら。

○保険医療課長 不破生美君

国保も同じなんですけれども、後期高齢のほうも同じなんですけれども、申請につきましてはやはり個人からいただくという形になりますので、その時点で私たちは分かります。この方は感染されたんだなということ、それから感染の疑いがあったり休業されたんだなという

ことは分かります。

ただし、私たちやはり個人情報扱う者として、それを何かに使うとかそういったことはございませんので。分かることは分かります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そうですね、分かりますよね。

徹底してほしいのは、国保でもそんなんですけれども、受付来て、私申請したいんだけど多分受付に来ると思うんですけれども、じゃ、今の窓口でやって、隣の人、誰かいたら聞いちゃう可能性もありますよね。その辺って準備ってどういうふうにしていくんですか。

○保険医療課長 不破生美君

そちらのほうは十分配慮させていただきます。

基本、もしそういうことがあれば、まず事前にお電話なりで来ると思うんですね。いきなり多分窓口にはみえないと思うんですけれども、そういう方がありましたら、まず、広域のほうでも言っているんですけれども、お電話でお知らせしてくださいということで、そうしますとうちのほうからなるべく、今、コロナの関係で来庁を避けるという意味もございますので、郵送でやり取りをさせていただくのを進めておりますので、申請書なりを個人宛てにお送りして、窓口に来ることなく返信用封筒をつけてやらさせていただきますので、こちらのほうへお送りいただくという形を取らせていただきます。

ただ、窓口で直接見えた場合につきましては、そういった個人情報が分からないような形で個室のほうへご案内させていただいて、いろいろご説明のほうをさせていただくように配慮させていただくようにいたします。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

今、板倉さんの話とか聞いていまして、個人情報の問題もございますけれども、コロナは病気だということで、ただの。もうちょっと、何か国内も全体見ますと、かかると何か駄目だというような感覚になっているものですが、違うんですよというのをやっぱり町のほうとしても訴えてもらいたいね、一般の人たちに。そんなことは普通の病気にかかったんだ、罹患したんだというふうなことをね。今その風潮がどんどん、村八分みたいなことになったら嫌だから、そういうことをおっしゃるものでさ、もうちょっとそういう啓発活動みたいなことをしていただきたいな、要望として。よろしくお願いします。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

他にないので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

議案第36号「蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。慎重審議をよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

ありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号「蟹江町障害者医療費支給条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

議案第37号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

議案第38号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

この改正につきましては、国民健康保険におきましても新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に対しまして、1年6カ月を限度といたしまして傷病手当を支給するものでございます。

なお、本日は議案第38号補足資料に基づき説明をさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。

○委員 飯田雅広君

まず1点目なんですけれども、補足資料で計算例が出ているんですけれども、これ個人事業主の場合はお給料ないので、どういう形で計算されていくのか教えていただきたいのと、2点目なんですけれども、傷病手当金ということなんですけれども、例えば法人で健康保険法、協会けんぽとかに入らなきゃいけないのに入っていないところあると思うんですけれども、そういったところがこの国保での傷病手当金の申請に来られた場合、どうされるんでしょうか。

一応健康保険法上、法人は強制適用事業になっているのに、もしそういう方来られて、国保のほうで傷病手当金払うのはおかしいんですよね、法律的には。そのあたりの扱い、どういうふうにされていくのか教えてください。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、対象となる傷病手当をお支払いする際の対象となる者なんですけれども、給与の支払いを受けている者、それから被保険者であることというのが条件にあります。

ですので、1番目に言われました事業主とかでお給料がよく分からないんだわということはないと思うんですね。給与の支払いを受けているということになるので、その際に、例え

ばこちらに書いてあるんですけれども、直前3か月お幾らもらっていたというのは給与明細とかが持ってみえるはずです。もしくは、ないということであれば、こちらの申請につきましては事業者のほうからこれぐらい払っていましたよという証明などをつけていただくことでも可能にしますので、そちらについては給与のほうは分かるかと思います。

それから、先ほどの健康保険との関係ですけれども、こちらについては被保険者というのが大前提ですので、もしそういう状態だけども入っていたよという方についてもやはり被保険者になりますので、そちらについてはうちのほうとしては対象とさせていただきます。

○委員 飯田雅広君

じゃ、1点目なんですけれども、個人事業主はもらえないということでもいいんですね。被保険者だけども、給料じゃないから。ということでもいいんですね。

○保険医療課長 不破生美君

そちらのほうは給与を受けている方になりますので、事業主さんのほうで何かお給料ももらっているということであればあれですけれども、対象とはなってくるかと思うんですけれども、そうでなければ対象にならない形になってきます。

○委員 飯田雅広君

でもとりあえず給料じゃないので、個人事業主はもらえないということで、前年の所得を例えば12で割って月を出して、そこから健康保険的という標準報酬日額が出ないということでもいいんですね、個人の事業主は。

2点目なんですけれども、例えば健康保険上の強制適用事業所になっているけれども、その法人が健康保険法の事業所の届出をしていなくて国保でやっているから、じゃ国保、その被保険者は国保で傷病手当金払いますよというお話だと思うんですが、おかしくないですか、それって。国保で払う必要はないですか。

○保険医療課長 不破生美君

もともとの資格取得のところでそれは問題があるかと思うんですね。うちのほうといたしましても、入られる際に必ず確認はします。ほかの保険ができる方については、入れる方についてはお断りをさせていただいております。

ただし、じゃどこの事業所が適用でどこの事業所は適用じゃないというところまでのうちのほうとしては権限がないですので、お調べはさせていただきますので、国保に入りますということでは被保険者に結果的になった場合については傷病手当のほうはお支払いする。というのは、その方については無保険状態になっちゃっているんで、そうすると今、どこかに入らなきゃいけないという形で、とりあえず今国保に入ってみえるということであればうちのほうでお支払いをさせていただきます。

じゃ、保険の健康保険のほうができるかできないかの会社というところになると、申し訳ないんですけれども、国保の側じゃなくて別の機関のところは今調査をして、そういう事業所

についてはいろいろお話をされているようなんですね、適正な会社運営しなさいということでやられているようですので、そちらのほうを通じて適正に保険に加入していただくという形になるかと思います。

○委員 飯田雅広君

これ一応私の経験なんですけれども、例えば建設業許可を出そうとすると、昔は出さなきゃよかったんですよ、健康保険入っているか入っていないかというの。今、出すんですよ。まだ今、法人で健康保険入ってなくても許可下りるんですけれども、もうしばらくすると建設業法改正されて、もう法人は健康保険法上の事業所になっていないと許可下りなくなるようになってくるんですけれども、でもお客さん分かっているんですよ、法人だから入らなきゃいけないんだけど、さあ、まあ、ちょっとって。

だから、やっぱり法人は入らなきゃいけないというの、基本的には皆さん分かっているし、それはそういう状況で例えば国保のほうに来られるというの、やっぱりきちんとした指導等を、年金事務所だと思っただけなんですけれども、そういうところと連絡を取ってやり合うことは必要だと思っただけなんですけれども。それが日本という国のルールである以上、仕方がないと思っただけなんですけれども、そのあたりは、特に窓口ではやらなきゃいけないですよ、ちょっと違いますよというような話だけで、結局は受けてしまうということなんですかね、その国保の申請が来て、仕方なく受けてしまうという、そういう状況になっているんですかね、現状。

○保険医療課長 不破生美君

現状といたしましては、私どもで指導するという事はないです。会社に対して指導するという形は取っていないものですから、権限もないです。先ほど言われたように年金事務所から指導が入る、でそれという形になると思いますので、こちらのほうとしては、現状それで保険がないんだよという方については、やっぱり最後の受け皿ですので、うちのほうとしても、無保険状態をつくるわけにはいきませんので、保険に加入をということであれば保険をつくらせていただきます。

○委員 飯田雅広君

じゃ、権限がないということなので仕方がないとは思っただけなんですけれども、やっぱりそういう、健康保険上そういうルールになって、みんな動いているので、やっぱりそのあたりの、ハローワークとかでもそうなんですけれども、求人出している、法人で求人出している、雇用保険や労災やっているけれども、健康保険や厚生年金やっていないというところ、平気であるんですよ。それで指導しないんですかと聞いたことあるんですけれども、全然部署が違うしやりませんと言われるんですよ。

だから本当に、申し訳ないんですけれども、やっぱりどうしても公務員の方ってそういう捉え方になるので、やっぱり蟹江町はそういうような捉え方じゃないような形でやっぱり皆さん運営していったほしいなというのが正直な思いですので、なるべくそういうふうによ

ていつていただきたいなというのを要望して終わります。

○委員 戸谷裕治君

先ほどから、これは国民健康保険ですよ。そうすると、我々のような個人事業主というか、会社別にやっけても、そういう人たちが本当に受けられるものだという解釈のつもりでいたんだけど、先ほどの話では給料の算定が無理だという話になってくるもので、個人事業主というのは国民健康保険入っているのに何もやっけてもらえないということ。どうなるの、これ。

○保険医療課長 不破生美君

すみません、今のところこちらの傷病手当につきましても国庫のほうで全額負担があります。国庫のほうでお給料もらっている方、被用者ということが前提で条件がついておりますので、それに倣ってうちのほうも対象とさせていただくのは被用者という形にしております。

ですので、先ほど来お話がございませけれども、個人事業主さんでお給料もらっけてみえない方につきましても対象とはなっけてこないものになります。

○委員 戸谷裕治君

所得で、年間所得で納税しておるじゃない。なのにこれどういふこと。健康保険も払っけておるじゃない、ちゃんと。払っけておって、何これ、どういふ具合に。

それで、自分のところの例えれば従業員はそういうことが全部大丈夫で、雇い主は駄目だといふこと、個人事業主で。

さっき飯田さんもおっしゃっけていたけれども、システム的におかしい会社もあっけて、本体は厚生年金とかいろいろな社会保険でやっけて、その出先機関みたいな、一人親方制度みたいにして、国民健康保険で、だけれども、会社上は嫌らしいからそこと契約しているとか、そういう契約を交わして、だからその人は一人親方なもので、例えればトラックの運転手やっけたら1台持込みとか、こういう人はもう対象にならないといふことだな、全く自分が傷病手当も何も。だけれども、自分が倒れたら収入がない人、何かおかしいんじゃない、これ。

別に板倉君と仲がそういいわけでもないんだけど、何かちょっと、どういふ具合にしていくんですか、これ、町長。

○町長 横江淳一君

これ、今回コロナの状況になっけたから多分突出してきつたと思っけても、戸谷議員も個人商店おやりになっけてみえつると分かつと思っけています。私も個人商店を経営したことが、今はもう違っけても、そうすると専従者控除といふことで従業員に対してはいろいろな控除も受けられるし給料も出すこともできます。でも、店主といふのは唯一店主らしいといふ形でしかできませんので、実際我々も、今のこの時点じゃなく、その前から不思議に思っけたことはございませ。

僕ちょっと行政書士じゃないから分かつませませんが、逆にみなし法人といふあれは今でもあ

るんですかね、一人個人で、もう今はそういうのはないんでしょうか。ちょっと僕、よくそのところは、何で一生懸命働いていて給料もらえない、店主はということは思ったことはございます。

もう一つは、国の制度でありますから、先ほども言いましたように国庫補助100%ということで、蟹江町がなかなかそこまで申し上げられない部分があると思いますので、また詳しいことにつきましては、今、私、しゃべれる材料持っておりませんが、とにかく規定の中で今、蟹江町は動いているということだけをご理解ください。

不条理なことは十分理解はしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 戸谷裕治君

最後になりますけれども、こういうことだったら、本当に国保のことでも何でも前年度でやっていくものでさ、所得で。そうしたら、一応前年度の所得割みたいなことを考えてもらわないと、12カ月で割って。何か考えてもらわないと、これ参っちゃうね。健康保険料払っているんだよ、ちゃんと。払っていなかったら別だけれども、こんな、僕らはそれじゃコロナにかかったら死ねということだな。大概死なんと思うけど。ここら辺何とか解消できないの。課長、どう思われます、優しい人だから。

○保険医療課長 不破生美君

すみません、先ほど町長も申し上げましたように国で来たものになります。現行のこの制度の中でやらせていただくと、これが精いっぱい形になりますので、皆さんのご不満も分かりますけれども、お給料もらってみえる被用者の方を一旦これで、傷病手当で救わせていただくという形にさせていただきたいと思ひます。申し訳ございません。

○委員 板倉浩幸君

本当に事業主が適用じゃない。適用されるとみんな思っていたんですよ、実際の話。

まずちょっと聞きたい。最初に対象者が誰ということでそういう話になっていたんだけれども、源泉している被用者のみということで、あとそれについて被用者に限るということで、事業主は対象じゃないよということなんですけれども、じゃ、実際に事業を個人事業主で商売やっていて、国保の加入者で、あと申告で青でも白でもいいんですけれども、その家族専従者についてどうなるのかというの確認と、あと実際の話、じゃ、事業主って所得って確定申告していて、別に単純にできるんですよ、3カ月分で割っていけば補償できるんですよ。

それでもとでいって、じゃ実際に国が今まで国保だけ傷病手当なかったんですけれども、国が今のコロナの関係でやはり必要だということをつくってくれたんですけれども、じゃ、今の事業主は違いますよということで、これというのは国の財政支援はそこまでなんですけれども、それに上乗せして町独自にやるということできるんですかという確認をしたいです。

○保険医療課長 不破生美君

まず先にご質問のありました専従者控除の関係ですけれども、青色とか白色という形なんですけれども、そちらのほうで専従者ということでつけてみえる方については対象となつてまいりますということで国のほうも明言しておりますので、こちらの方は対象となります。

続きまして、こちら、じゃ町独自でということなんですけれども、こちら任意給付という形になってまいります。任意給付というのは、もともとは国保財政に余裕があるところについては任意給付でやっていいですよという形がついておりまして、傷病手当につきましては日本全国国保につきまして、どこもなかったんですね。やれるけれどもつけていなかった。今回コロナの関係で初めて国のほうが全額補助を出すということだったので、国で一斉に各市町村がつけるという形になるんですけれども、そうなった場合に任意給付は国保財政に余裕があるところ、さらに国保の保険料を使って本来はやるべきものなんですね。なので、今回全額頂けますけれども、もしそうじゃないといった場合については、ちょっと申し訳ないですけれども、財政的なものもございますし、ほかの方の保険料を使うということもあれです。今回については町のほうで上乘せという形は取ってございません。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

じゃ、実際に町のほうで国保会計から余裕があるわけじゃないということできない、じゃ実際、今ちょうど審議されている地方臨時交付金2兆円追加されるみたいなんですけれども、多分前回1兆円追加されて9,700万ぐらいだったか蟹江町入ってきて、それが多分3倍ぐらいになるのかなと思うんですけども、分からない、もっと増えるのか、もっと減らされるのか。これからその内容が明らかになってくるんですけども、例えばそれで、その一部を使って個人事業主にも、やっぱり必要、同じ国保の被保険者だからということのできるものなのか、ちょっとその辺、副町長さんも分かっていたら、分からないかもしれないけれども、教えてほしいのと、じゃ、今のそれ、要望もそうなんですけれども、じゃ、実際に蟹江町被保険者、国保の被保険者、7,500人だったっけ、で、そのうち何人ぐらいの人がこの今回の国保の傷病手当の対象になってくるのか、その辺、分かたらお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

もし町から負担をしていただくという形になると法定外繰入れという形になると思いますので、法定外繰入れ、今7,000万円を入れさせていただいております。それに上乘せという形にはなるかと思うんですけれども、なかなかやっぱり今回来たもの、コロナの関係で来た交付金などをという形では、ほかに使っていただくという形で、今やれるところの傷病手当として国から頂けるところで、申し訳ないですけれども、ちょっと、何とかやりくりをさせていただくというものでやらせていただきます。

それから、じゃ、どれぐらいの方が被用者ということで対象になってくるんだろうというところなんですけれども、国保の被保険者7,500人ぐらいみえる中で、被用者と、お給料と

して受け取ってみえる方が大体2,893名見えます。ただし、会社を、これ前年中の所得で見ただものになってくるので、会社をやめて退職されて国保に入られる方なども数に入れておりますけれども、大体2,893名の方が被用者として対象になる可能性はございます。

○委員 板倉浩幸君

今、2,893名って、結構思ったより多いんですね。冒頭に飯田君が言ったみたいに法人だと原則、協会けんぽや何かに入らないかんのに、どうして、それからいくと本当に何か多いように感じるんですけれども、ちょっとその話をするときりがないから、2,893人ということが対象になってくるということで、その分の方について、今回補正予算でも上がっている、国保の補正予算300万円だったっけ、300万円の、補正予算で聞いたほうがいいのかもしれんけれども、じゃ実際に2,893人からその予算的なことを考えたのか、ちょっとお願いします。

○保険医療課長 不破生美君

実際2,893名、被用者の方がいる、データ上はいるんですけれども、現状、町の現状を見まして、先ほど言われましたように陽性となった方については3名です。さらに、恐らく国保でない方だと思われますので、そういったところから考えて、積算根拠というのがあるんですけれども、大体15名ほどで見込ませていただきました。

ただし、300万円で、もしこれが今後いろんな形でもっと増えるようであれば、その都度補正予算で対応させていただきたいと思っておりますので、現状、今のところゼロ、ゼロ人です。300万円の計上をさせていただきましたけれども、今後の状況を見て、増えるようであれば補正で対応させていただきます。

○委員 戸谷裕治君

最後に1つ聞いておきたいのは、こういう変わった場合、例えば60歳から個人商店をやりながら別会社を起こしましたと。そっちは法人ですと。そこで会社は全部厚生年金から社会保険を全員やっていますよ、ただ、60歳の私はそのまま国保で終わりましたよと、そのままですよ。給料は頂いていますよと、その会社から。これどうなるの。こっちのこの給料のことでいけるわけ、そっちの法人のほうの。

○保険医療課長 不破生美君

すみません、ちょっと整理させていただくと、国保の被保険者で入ってみえるよということですね。

まず被保険者であるという条件があるので、そこはクリアさせていただく。お給料をもらってみえるよという形ですね、なので対象にはなってまいります。

(「法人からもらっている」の声あり)

どこからもらっているということはうちは問いませんので、お給料はもらってみえるよという形で被用者という形になっておれば対象にはなってまいります。

○委員 板倉浩幸君

今、給料もらっている。そうすると、僕らって対象になるの。それどうなのかな、今ちょっと思っちゃったけど。

それともう1点、最後なんだけれども、今、町長使えないだろうなということも、ちょっと本当に確認してほしいと思って、実際、僕も新聞ちょっと調べただけけれども、結構国のほうの予算委員会でも審議がされた中で——委員会のほうか、厚労省の——で、そのときに国の直接の財政支援、今言っていた事業主の話なんだけれども、財政支援はないが、それぞれ行われる、地方で行われている補正予算で提案されている地方創生臨時交付金、今まだ1兆円なんですけれども、後で追加もされて、これが地方それぞれが新型コロナの対応に使われる財源であるということも言われているみたいなので、ぜひとも事業主も町独自の支援でやってほしいことを要望したいと思います。

○町長 横江淳一君

戸谷議員からも、今、板倉議員からもいろいろご要望いただきました。

一応臨時交付金の話でありますけれども、実際1兆円、9,664万2,000円は頂きました。皆さんご報告したとおりでありまして、補正予算に組み込まれております。

昨日衆議院を通過した2次補正の中に2兆円というのが組み込まれていますが、全体では31兆円という大きな2次の補正予算が組まれたわけでありまして、残念ながらその内容として我々地方自治体によく言われる真水というのか、我々が使えるだけのものが幾ら来るのか、都道府県に幾ら来て市町村にどれだけ来るのかというのが実は詳細がまだ分かっておりません。我々も、一日も早くその詳細を知りながら、今議会の中で、皆様方いろいろご要望される中でのできるだけのことをやりたいなということは今、実際、副町長とも各幹部とも話をさせていただいております。

ですから、まだまだやれていないところがあるのは十分分かっておりますし、この地方創生の臨時交付金の使い方の中身が自由に使ってもらっていいですよということになるのか、そうではない、一時は休業補償に使ってもらっちゃだめですよとまで限定されたお金を、それでもいいですよという話にもなりました。

ですから、板倉議員もいろんな情報取られると思いますけれども、また我々もしっかりとアンテナ高くして、このいわゆる傷病手当のことはちょっと別に置いて、できるだけ蟹江町にとって交付金が有意義に使えるような、そんな施策をこの短い間の中でも決めてまいりたいというふうに今思っておりますので、我々としては同じ気持ちであります。

ただ、2倍来るから1億8,000万円来るんだろうなというような甘い考えは私は持っておったんですが、どうもそうはいかんようでありますので、非常に厳しい内容だというように思います。

ただ、いろんな話が飛び交っておりますので、もう1日、2日うちに多分参議院が通過し

た後に、12日ですけれども、話が、あしたですか、分かるんじゃないかなと今思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

それでは、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願ひします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前10時39分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉田正昭